

代表者会議 令和2年4月8日
コロナ調整会議
(令和2年5月7日改定)
(令和2年5月22日改定)
(令和2年6月1日改定)

緊急事態宣言解除後の議会の対応方針について

- これまで、新型コロナウイルス感染症にかかる迅速・的確な議会の初期対応を図るため、議長において、申し合わせに基づく危機事案の宣言を行い対応してきたところであるが、5月21日、国の緊急事態宣言が解除され、新たな段階を迎えることを機に、議長の危機事案の宣言を解除する。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、経済再生・雇用の維持は現下の県政の最重点課題であることに鑑み、議会が一体となってその役割を最大限に発揮し対応していくことが、必要であることから、引き続き当面の間、下記事項を各会派並びに議員各位にお願いする。

記

1 議員の健康確保

- (1) マスク着用等咳エチケット、手洗い消毒の徹底
- (2) 不要不急の外出の自粛
- (3) 会議等における3密を回避する取組（換気の実施、席の間隔、出席者のあり方）
- (4) 健康情報の報告
発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がみられる場合（無症状であっても濃厚接触者とみなされた場合を含む）は、自宅で療養し、議員→各会派幹事長等→議長（事務局）へ報告すること。

2 情報等の一元化

- (1) 情報収集のあり方
 - ① クラウドメールの活用
 - ② 代表者会議への報告
 - ③ 必要に応じた常任委員会への報告
- (2) 当局への要望・確認のあり方
 - ① 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への要望を行う。
 - ② ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。

3 代表者会議（新型コロナウイルス感染症対策調整会議）の開催

新型コロナウイルス感染症への議会対応についての調整会議として代表者会議を開催する。

- (ア) 開 催
- ① 会議は、各会派の代表と調整のうえ、適宜開催することとする。
- (乙) 議 題
- ① 当局から報告の必要があるとの申出があるとき、もしくは議会が当局からの報告が必要と考えるとき
 - ② 常任委員会、その他の会議のあり方について検討の必要があるとき
 - ③ 議会として国への要望等対応が必要と考えられるとき

4 議員が感染した場合の対応

- (1) 議員氏名を公表する。
- (2) 本会議の対応については、3月16日の代表者会議で確認した内容による。